

1 基本的な考え方

学校は生徒が安心して学習活動や部活動、行事などに取り組める教育機関でなければならない。いじめは絶対に許されない人権侵害である。いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

<いじめに関する子供たちの理解を深める>

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や生徒会等による主体的な取組への支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す

<いじめられた子供を守る>

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

<子供たちの取組を支える>

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

<学校一丸となって取り組む>

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

<社会総がかりで取り組む>

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

(1)「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、主幹教諭、分掌主任、養護教諭、担任、スクールカウンセラー他

(2)「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

特別委員会に位置付ける。特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、学校全体で機動的かつ組織的に対応できるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし各々の教職員の役割と責任を明確化する。

(3)「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容 【実施予定時期等も記載する。】

- ① 定期的な観察として、ダイアリー（自分ログ）を用いて早期発見につとめる。
- ② 生徒会等による取組への支援（年2回）
- ③ いじめ実態調査の実施・分析・活用
- ④ いじめに関する校内研修の計画、実施（年1回）
- ⑤ いじめに関する授業の計画・実施（年3回）
- ⑥ スクールカウンセラーによる全員面接、結果集約・対応（中1対象、年度当初）
- ⑦ 担任との三者面談の計画、実施（年2回）

(4)「学校サポートチーム」の構成（役職等）

校長、副校長、学校評議員会構成員、関係教員、関係機関他

(5)「学校サポートチーム」の主な取組内容

青少年対策第四地区委員会との連携、PTAとの連携

3 4つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ・学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成 ・人権教育の充実と道徳教育の推進
- ・授業規律の共通化 ・分かる授業づくり ・情報モラル教育の充実
- ・いじめ撲滅に向けた生徒会等の取組への支援 ・学校いじめ対策委員会の取組
- ・自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育む教育活動の充実

(2) 早期発見のための取組

- ・出欠確認時の観察 ・教員間による情報の共有 ・教育相談週間の実施
- ・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用 ・教育相談アンケートの実施・分析・活用
- ・スクールカウンセラーによる面接の実施（対象中1全員）
- ・学校だよりや保護者会等の積極的な活用による、いじめ等に関する情報の早期把握
- ・定期的な担任等による二者面談の実施 ・保護者相談の実施

(3) 早期対応のための取組

①初期対応の取組

- ・「いじめ調査」の実施・分析・活用。地域人材を積極的に活用する。授業や部活動等の学校生活をおおしての生徒の様子や教員間の情報共有。

②被害児童・生徒への取組

- ・被害の状況の確認 ・スクールカウンセラーとの連携 ・被害がない最善の状況を本人、保護者、教員で考え実施、見守り

③加害児童・生徒への取組

- ・行動の振り返りと人権尊重の立場に立った反省 ・スクールカウンセラーとの連携
- ・保護者、教員での見守り ・継続的な観察と指導

④周囲の児童・生徒への取組

- ・良好な人間関係の結びかたについて考えさせる。
- ・いじめは悪い事と認識させ、どう止めるべきか、具体的な行動を考えさせる。

⑤その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

- ・各関係諸機関、保護者との情報共有

（4）重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。被害の生徒に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該生徒の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の生徒やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

4 校内における研修体制

- ・いじめの未然防止と対応に関する研修
- ・自尊感情や自己肯定感を高めるための研修の実施

5 検証と改善

- ・いじめアンケートによる実態分析（年3回）
- ・学校いじめ対策委員会の取組の反省と改善
- ・学校評議員会（年3回）、民生・児童委員との連絡会（月1回）における情報交換
- ・学校サポートチームからのアドバイス
- ・学校いじめ基本方針改善（年度末）